

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年12月5日(金)午後1時26分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	和	弘
2番	山	口	吉	広
3番	藤	本	直	樹
4番	上	田	幸	子
5番	岡	井	文	彦
6番	田	中	壽	嗣
7番	内	田	裕	夫
10番	西	村	和	樹
11番	西	野	英	紀
12番	松	本	吉	博
13番	森		一	博
14番	加	瀬	千	代
15番	寺	内	一	郎
16番	戸	田	治	巳
17番	内	田	孝	司
18番	村	田	良	文
19番	樋	口	敏	昭
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

8番	石	塚	加	津	美
9番	西	村	九	三	男

(事務局長)

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

それでは、令和7年第12回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は石塚委員と西村九三男委員より欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる11月26日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

1番 村田和弘委員

7番 内田裕夫職務代理者

13番 森委員

17番 内田孝司委員

事務局2名により実施いたしました。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	2件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画に係る要請について (貸借権設定)	5件
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による一時転 用届出について(5条一時転用届出)	1件
報告第2号	農地の一時使用について(農地の一時使用)	1件

(会長)

報告第3号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約） 1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。1番の村田和弘委員、2番の山口委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず議案第1号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号33ならびに受付番号34の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われま。よろしくお願ひいたします。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号33の案件につきまして、まず事務局から説明を願ひます。

(事務局)

議案第1号受付番号33につきましては、議案書1ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。こちら備考欄にございますとおり、所有権移転の案件でございますけれども、持分の移転がなされるような案件となっております。

農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書次のページの2ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号33の説明が事務局からございましたが、この案件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第1号受付番号33を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することにいたします。

続きまして、議案第1号受付番号34の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号34につきましては、議案書3ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書4ページをご覧ください。

なお、こちらの案件につきましては、譲受人が新規就農者でございますので、現地調査の際に譲受人本人に来ていただきまして、現地調査委員さんと地元委員さんによるヒアリング調査を実施していただいております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それではまず、新規就農者に対するヒアリング調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第3条許可の要件である「効率的に耕作することができるか」、「農作業に常時従事できるか」、「地域との調

(●●●●委員)

和要件を満たせるか」などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号34の案件について、ただ今、新規就農の報告もございましたし、現地調査の報告もございました。併せて、皆さん方からご意見があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

ご質問等ございませんか。よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第1号受付番号34を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農用地利用集積等促進計画に係る要請についてを議題といたします。

まず、議案第2号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号47から受付番号51の案件につきまして、報告させていただきます。

受付番号51の●●●●●●●●●●については、少し草が生えていましたが、特に問題ないものと思われま

す。その他の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それではまず、議案第2号受付番号47につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号47につきましては、議案書5ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

(事務局)

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書6ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号47について、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号47について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号48について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号48につきましては、議案書7ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書8ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページと5ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号48について、ご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

(会長)

議案第2号受付番号48について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号49について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号49につきましても、議案書9ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書10ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号49について、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第2号受付番号49について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号50と受付番号51、この2件につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。また、報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3ですね、も関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号50と受付番号51について説明をさせていただく前に、関連する内容といたしまして、報告第3号農地法第18条第6項による貸借契約合意解約の通知についてを先に報告させていただきます。

報告第3号受付番号3につきましては、議案書は飛びまして17ページをご覧ください。最終ページとなっておりますところでございます。こちらの案件につきましては、社長個人が相対での貸借をされておりましたが、こちらを解約し、法人で中間管理機構を介した貸借に借り換えをされるというような内容となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年11月26日付けで会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第2号受付番号50につきましては、議案書戻りまして、11ページをご覧ください。こちらのほうが、先ほどの合意解約後の法人との貸借となっております案件でございます。

次に、議案第2号受付番号51につきましては、議案書次のページの12ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。こちらの案件は新規設定の案件でございます。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書13ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページ、先ほど見ていただきました合意解約の案件が7ページ、次の8ページが新規設定の案件となっております。

本日でですね、皆さまのほうにお配りしております資料Aと書かれた写真をご覧ください。現地調査時点では詳細地図の8ページにあります写真のような状況でございましたけども、資料Aのとうり、12月1日時点では除草がされておりました、綺麗にされておるような状況でございました。

(事務局)

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

議案第2号受付番号50と受付番号51及び報告第3号受付番号3について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号50と受付番号51について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

これから報告していただく報告第1号受付番号1につきましては、●●委員に関する案件でもありますので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退席のほうよろしくお願ひをいたします。

(●●委員 午後1時41分 退席)

(会長)

それではまず、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による一時転用届出について、受付番号1を事務局より報告を願ひます。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては、議案書14ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。みなくるタウン第2期の地質調査、ボーリング調査及びそれに伴う資材置場、露天駐車場に一時的に転用されるという案件でございます。土地と貸付人の詳細につきましては、議案書15ページ、次のページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページ、11ページ、この3ページをご覧ください。この写真のうち、9ページにございます、●●●●●

(事務局)

●●●●●につきましては、露天資材置場、露天駐車場に使われるというふうな形となっております、それ以外の土地につきましては、ボーリング調査を行うというふうにお伺いしているところでございます。

本件については、令和7年11月26日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告がございましたが、何かご質問等あればお受けをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にないようですので、報告第2号に入ります。

(●●委員 午後1時44分 入室)

(会長)

それでは改めまして、報告第2号農地の一時使用について、受付番号2を事務局より報告願います。

(事務局)

報告第2号受付番号2につきましては、議案書16ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。建設課が行います、場外3号線道路改良工事に伴う資材置場等に使われるような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページでございます。12ページ左側の写真で言いますと、右手にあります道路が先ほど申しました場外3号線ということになっております。

本件につきましては、令和7年11月11日付けで会長専決をいたしまして、久御山町に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号2の報告がございましたが、この報告につきまして、何かご意見等あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見等もないようでございますので、報告第3号については先ほど報告をさせていただきましたので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時46分 終了 —————